



平成 27 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社
代表者名 取締役社長 英 裕治
(コード番号 6803 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 野村 佳秀
(TEL 042-356-9178)

訴訟の一部和解に関するお知らせ

平成 21 年 11 月 18 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりました訴訟について、下記のとおり、原告側の一部である直接購入者側(以下、「直接購入者原告」といいます。)との間で和解に合意し、平成 27 年 11 月 3 日(米国時間)に直接購入者原告より所管裁判所へ当該和解について承認申請が提出されましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 21 年 11 月 18 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、当社および当社の米国現地法人 TEAC AMERICA, INC. (以下、総称して「当社ら」といいます。)は、平成 21 年 11 月 3 日に米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所において、光ディスクドライブ装置の価格カルテル等に関する集団訴訟の提起を受けておりました。当社らは、裁判の長期化による時間的・費用的負担等を総合的に勘案した結果、原告団の一部である直接購入者原告との和解に応ずることといたしました。

2. 和解の内容

当社らは、直接購入者側原告団に対し、和解金として 1.325 百万米ドル(約 159 百万円)を支払う。

3. 今後の見通し

当該和解合意は、裁判所による承認手続きを経て成立発効します。本件訴訟には、他に間接購入者を代表する原告もおり、上記和解合意成立後も訴訟は係属します。また、集団訴訟からオプトアウトした原告による訴訟など関連する訴訟も係属中です。当社らは引き続き残る訴訟へ対応して参ります。本件訴訟における損失につきましては、平成 27 年 5 月 13 日に公表のとおり、平成 27 年 3 月期において訴訟損失引当金として計上しており、当該和解による平成 28 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であります。

以 上